

役員等報酬規程

社会福祉法人 愛燦会

〔目的〕

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛燦会（以下、「法人」という）定款第8条、第23条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び会長（以下、「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

〔報酬等の支給〕

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給する。

〔常勤役員等の報酬等の算定方法〕

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、「出張旅費規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

〔非常勤役員等の報酬等の算定方法〕

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 退職手当については、別表4に定める額を現金または現金同等物にて支給する。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、「出張旅費規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

〔役員報酬等の額の決定〕

第5条 第3条及び第4条で算定された報酬等の額は、評議員会の決議を得て決定する。

〔法人職員給与との併給〕

第6条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

〔報酬等の支給方法〕

第7条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

(2) 賞与については、毎年7月・12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

〔報酬等の日割り計算〕

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

〔端数の処理〕

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

〔公表〕

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

〔改廃〕

第11条 この規程の改廃については、評議員会の承認を受けて行う。

〔補則〕

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、平成29年6月24日より施行する。
この規程は、平成30年6月24日より施行する。
この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 常勤役員等の年間報酬

理事長・会長	前年度事業活動収入の0.75%以内
--------	-------------------

別表2 常勤役員等の年間賞与

理事長・会長	年間報酬の6分の1
--------	-----------

別表3 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	報酬の額（源泉徴収後）
基本報酬	年額 36,000円
評議員会への出席	日額 9,000円
上記の他、業務のための出勤	日額 9,000円

(2) 理事

	報酬の額（源泉徴収後）
基本報酬	年額 36,000円
理事会等会議への出席	日額 9,000円
上記の他、業務のための出勤	日額 9,000円

(3) 監事

	報酬の額（源泉徴収後）
基本報酬	年額 36,000円
監事監査等への出席	日額 9,000円
上記の他、業務のための出勤	日額 9,000円

別表4 非常勤役員等の退職手当

勤続年数	手当の額
5年未満	なし
5年以上	100,000円